

複写機複写サービス契約（長期継続契約）（単価契約）仕様書

1 設置機器（規格は別紙のとおり）

製造者	機械の種類

2 設置使用場所

複写機及び複写機の設置場所は、別表「機械設置使用場所一覧」のとおりとする。

3 複写サービス料金の請求

- (1) この契約において1か月とは、月の初日から末日までをいう。
- (2) 複写サービス料金の請求単位は、1か月毎とする
- (3) 受注者は、1か月毎に複写枚数、使用内訳及び部署ごとの使用内訳を算出し、書面により発注者へ報告し、発注者の検査合格後、発注者に対し複写サービス料金を請求しなければならない。
- (4) 複写サービス料金の請求金額は、複写サービス契約単価に複写枚数を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、受注者が当該機器の点検または整備のために使用した複写枚数及び納入者の責に帰すべき原因により生じた不良複写枚数は複写枚数から減ずる。

4 複写機の保守

- (1) 受注者は、複写機を発注者が常時正常な状態で使用できるように、技術員を毎月2回以上（月末含む）設置場所に派遣し、点検・調整を行わなければならない。
- (2) 複写機が故障した場合は、発注者の請求により受注者は、直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 受注者の作業の実施は、原則として受注者所定の営業時間内に行う。

5 消耗品の供給

- (1) 消耗品とは、ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパ等、複写機の使用状況に応じて交換が必要となる部品をいい、受注者は、技術員の点検または発注者の通知等に基づき、複写の質を維持するため、消耗品の交換をしなければならない。
- (2) ステープル針等、複写サービスに付随する消耗品は、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申出によって予備手持量の不足を知ったとき、受注者が供給しなければならない。
- (3) 複写に使用する用紙は、発注者にて用意する。

6 複写機及び消耗品の所有権

- (1) 複写機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- (2) 発注者は、複写機及び消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど複写機の現状を変更するような行為をしてはならない。

(3) 発注者は、消耗品を他に流用してはならない。

7 設置場所の変更

発注者は、設置場所の変更及び連結の取外しを希望する場合は、あらかじめ、その旨を受注者に申し出て受注者の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動・連結の取外し等は受注者が実施する。

8 保険

受注者は、当該複写機につき、受注者の費用で動産総合保険を付する。

9 損害賠償

受注者は、発注者が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求することができる。ただし、動産総合保険で填補された損害に対してはこの限りではない。

10 複写機及び消耗品等の返還

この契約が終了した場合、発注者は複写機及び消耗品等を速やかに受注者に返還しなければならない。

11 別表「機械設置使用場所一覧」

機械の種類等	機械番号	機械の設置使用場所	台数
		千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局内5階	1台
		千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局内5階	1台

13 複写予定枚数

- (1) 平成30年度・・・850,000枚
- (2) 平成31年度・・・850,000枚
- (3) 平成32年度・・・850,000枚
- (4) 平成33年度・・・850,000枚
- (5) 平成34年度・・・850,000枚